



小金井市行財政改革市民会議
中間答申

平成26年2月
小金井市行財政改革市民会議

はじめに

小金井市は、かつて平成6年度から経常収支比率が100%を超え、平成7・8年度においては全国の自治体の中で最下位となった経緯がある。その後、市長や市議会の懸命の努力により平成18年度には経常収支比率が88.1%まで改善されてきたが、ここ数年は再び悪化に転じ、平成23年度は97.0%、平成24年度は99.0%となり、財政的には最悪の事態となってきた。

まさに財政非常事態とも言える状況の中で、第7期小金井市行財政改革市民会議は市長からの諮問を受け、精力的に検討を重ね平成26年度予算編成に対する緊急提言をまとめ、平成25年9月20日市長に提言を行った。

今回、一年の検討を経て中間答申をまとめたので、ここに答申する。

平成26年2月13日

小金井市行財政改革市民会議

会長

松井義信

目次

第Ⅰ章 中間答申に当たって	1
1 第7期行財政改革市民会議の検討経過	1
2 行財政改革について	1
(1) 小金井市の財政状況について	1
(2) 受益者負担の適正化について	2
(3) 民営化について	2
第Ⅱ章 中間答申	4
1 財政健全化計画の策定	4
2 受益者負担の適正化	5
(1) 各種使用料等の在り方の見直し	5
(2) 集会所（4会館）の有料化の検討	5
(3) 保育料の改定	5
(4) 特定健診、後期高齢者医療健診の見直し 独自健康診査、がん検診の見直し	6
3 民営化の促進	6
(1) 保育業務の見直し	6
(2) 学童保育業務の見直し	7
(3) 児童館業務の見直し	7
(4) 人事・給与制度の改善	7
(5) 非常勤嘱託職員の制度の見直し	7
(6) 財政支援団体の在り方の見直し	8
4 最終答申に向けて	8
【参考資料】	
資料1 行財政改革市民会議における検討経過	9
資料2 小金井市の行財政改革の経過と評価	11
資料3 公共施設	13
資料4 人事管理	17
資料5 給与制度	18
資料6 保育園	20
資料7 学童保育所	23
資料8 児童館	26
資料9 特定健診、後期高齢者医療健診・独自健診、がん検診	29

第 I 章 中間答申に当たって

1 第 7 期行財政改革市民会議の検討経過

当市民会議は平成 25 年 4 月 19 日、市長から諮問を受け 3 回にわたり会議を開催し検討を重ねてきた。同時に 3 回の会議のみでは十分な論議を尽くせないことから、自主的な小委員会（勉強会）を設け忌憚のない意見交換と議論を重ねてきた。

特に諮問を受けて議論を行っている第 3 次行財政改革大綱については、率直に市の取組が遅れていると言わざるを得ない。

当市民会議では、当面するひっ迫した財政状況に鑑み、大綱で掲げられている 77 項目について行財政改革や財政健全化に寄与するかの基準で一定の優先順位を付けた結果、平成 25 年度は 11 項目、平成 26 年度は 19 項目を重点検討項目として検討することとした。

このような検討の中で、小金井市の財政状況を踏まえ、平成 26 年度予算編成に当たって取り組むべき緊急課題について、9 月 20 日の第 3 回市民会議において「平成 26 年度予算編成に対する緊急提言」として取りまとめ市長に建議した。

その後も重点検討項目である 11 項目を中心に検討するとともに、諮問事項にある「新たな行財政改革の方向性」について論議を重ねているところである。

2 行財政改革について

(1) 小金井市の財政状況について

小金井市の住民 1 人当たり個人住民税額（平成 24 年度決算）は、全国 789 の市中 7 位と高位である。また多摩 26 市の中でも武蔵野、国立、三鷹の各市に次いで 4 位である。

このことは、当市の財政が高い担税力を有する市民によって支えられていることを示している。

一方、一般的な財政力を表す経常収支比率に目を向けると、平成 24 年度決算では 99.0% となり、第 3 次行革大綱で目標としている 80% 台後半とは大きく乖離してしまった。これは全国の市で下位から 23 番目にランクされる。

市財政課が作成した「市の家計簿」（平成 25 年度当初予算）によれば、市の年間予算を年収 500 万円の家庭に当てはめると、ローン借入（市債）に 39 万、ローン返済（公債費）に 40 万と正に自転車操業を行っている状況である。まして前述の例では貯金（積立金）は僅か 3 万円となっている。

このような状況の中で、食費（人件費）には 89 万円と年収の約 18% に当たる額を支出し、サークル活動費等（補助費等）には 56 万円、子どもへの仕送り（特別会計への繰出金）には 50 万円を支出するなど、一般家庭の経済感覚では到底考えられ

ない状況であり、これでは家計の安定化に向けた貯金などはできようはずもない。

一方、当市の施設白書（平成24年3月策定）では将来の公共施設や下水道等の更新を含む都市インフラの更新には、今後40年間で約1,879億円必要になるとの試算が示されている。

これも家計に当てはめると約2,527万円となり、ローン返済以外の隠れた借金を年収の5倍以上抱えていることと同義であるが、残念ながら市はこれに対する手立てを持ち合わせてはいない。

更には一番に理解を求めるべき市民に対して情報公開の徹底や市報の有効活用などを通じて、財政状況を伝え理解を求める努力が十分と言えず、市の本気度が見えていない。

このような事態に陥った責任は誰にあるのかと言え、一義的には市政を預かる歴代の行政や議会にあったと言えようが、別の角度から見れば、市民の側にもその根源的責任があると言えよう。

従って、行財政改革を進めるためには、単に行政や議会の責任を問うということではなく、市民自らが市財政の危機的状況と真剣に向き合い、意識を新たにして小金井市の将来を問い直す必要がある。

行財政改革は痛みを伴う改革である。前述の点からすれば財政再建の目途がつくまで、各補助金の一律10%カットなども一つの方法ではないだろうか。

(2) 受益者負担の適正化について

市が策定した第1次行革大綱（平成9年策定）には受益者負担の適正化を掲げて取組を進めるとあり、具体的取組として各集会所の有料化の検討、保育料の改定（国基準徴収額の50%を目途に改定する。）と記載されているにもかかわらず、第3次行革大綱（平成22年策定）においても同様の記載があり、取組は大きく遅れている。

厳しい社会経済情勢かつ限られた財源の中で、行政サービスを維持していくためには、市民に応分の負担を求めることは当然である。しかし、これまでの市の対応は、負担に対する反対の声を恐れ、この課題を放置してきたと言わざるを得ない。

市は改めて市民サービスの維持向上に必要な受益者負担の適正化について認識するとともに、市民に対してサービス提供に係るコストの情報を公開し、本来必要な改定を直ちに実施すべきである。

(3) 民営化について

日本経済の高度成長下で肥大化した行政の体質や税収の減少に対応するため、全国の自治体において歳出削減・人員整理等が行われた。

民営化も厳しい財政状況の中でより効率的な行政運営を行っていくため国を始め全国の地方自治体において進められた。この原動力となったのは、新公共経営(New Public Management)の理念である。この背景となったのは「より小さな政府」「規制緩和」「競争原理」等の考え方である。

政策を費用対効果、成果指標等で数値化・計量化していく行政評価制度もこれらの中で生み出されたものである。

しかしながら各自治体のその後の流れを見ると、ややもすると民営化そのものを自己目的化している例が少なくない。

民営化の目的は、市が直営で行うより、どの程度の財政効果が生ずるか、サービスの向上・拡大が期待されるかである。

本来、公的サービスは法令に基づき、執行機関（行政）が自ら行うべき事務と定められているもの以外は民間に委ねることが可能である。

言い換えれば、公権力を行使する事務以外は全て民間の参入が可能であり、かつ競争原理が発揮されるべきである。

また、民営化によってコストを引き下げることにより値上げを回避するという選択肢もあり得る。人即事業に近い保育園や学童保育などは、受益者負担の適正化と、サービスの向上・拡大や財政効果の両面から見ていかねばならない。

第Ⅱ章 中間答申

1 財政健全化計画の策定

小金井市における中長期的な課題を財政面も含めて考慮すると、第一にごみ問題を考えるべきであろう。しかし、この点については、大きな方向性が示されつつあり、本市としての責任を果たしていくために必要な経費を負担することは当然のことと考える。

それ以外でも、新庁舎建設や武蔵小金井駅南口第二地区市街地再開発事業、福祉会館の整備といった多額の財源を必要とする事業が予定されていること、これまでの都市整備事業などに係る公債費の負担が増加傾向であることも看過できない。加えて、先に述べたように都市インフラの更新費用の課題もある。

更には、上記の小金井市特有の課題に加え、超高齢社会における社会保障関連経費の増加、その中でも顕著な扶助費の急激な増加や景気低迷による税収の落ち込みなど小金井市だけに限らない地方自治体が抱える課題もある。

何もしなければ既存施設の維持すら困難となる状況であり、多額の財源を必要とする公共事業については、優先度をつけて実施し、イニシャルコストのみならずランニングコストまで考慮した長期的なコスト管理、財源確保を行うべきである。

小金井市は、これまでの間にこのような莫大な経費をどのように確保していくべきかについて検討が行われて然るべきであった。しかし、残念ながらその結果が目に見える形とはなっていない。今後は、どのようなシナリオを描いて財政の健全化に向けた行動を実行していくのかを真剣に考えなければならない。

まずは市財政の根幹である税収入について、その徴収率を向上させることに注力すべきである。そのためには市税と国保税の徴収体制を一元化するなど、納めてもらうべき税金をしっかりと納めてもらうための行政の工夫が必要である。

また都市インフラの課題に対しては、東日本大震災の教訓を踏まえた上で、今後の人口減少社会を見据え既存施設の統廃合を目的とした公共施設の再配置に早急に着手すべきである。なぜならばこの課題は3～5年で解決できる課題ではなく、市民への丁寧な説明を行いながら中・長期的な計画をもって解決すべき課題であり、着手を先送りすれば課題の解決がより困難となってしまう。

また、このような施設の統廃合を行う中で余剰資産となったものについては売却や、民間活力による有効活用を行うなど、適切な資産管理に努めることは当然である。

現在の小金井市は、危機的な財政状況の中にありこの状況を一朝一夕に打開することは至難の業である。しかし、何もしなければ事態が悪化の一途を辿ることは想像に難くない。

市の実態を真正面から捉え、行財政改革の推進を強力に進めることと平行しながら、財政の健全化に向けて大胆な計画の策定に早急に着手すべきである。

2 受益者負担の適正化

小金井市は受益者負担について、平成14年6月に基本的な考え方を取りまとめ行政決定を行っている。しかしながら、市の受益者負担の実態を見ると、使用料の徴収が各施設条例に規定されていないなど、そもそも基本的考え方に即した運用となっていない課題がある。

「第3次行財政改革大綱」に掲げられた個々の実施項目に対する意見は次のとおりである。

(1) 各種使用料等の在り方の見直し (No.6: 第3次行財政改革大綱実施項目番号。以下同じ)

小金井市における受益者負担の適正化に関する基本的な考え方(平成14年6月策定)の中では、各施設の使用料等の負担区分などを定めるなど取組を規定しているが、実態として取り組まれていない。

まずは策定から10年以上も経過している、この「考え方」を速やかに見直し、受益者負担の適正化を早期に徹底すべきである。この点については、市民会議として新たな指針を建議するので参考とされたい。

(2) 集会所(4会館)の有料化の検討 (No.59)

施設白書によると集会施設全体では支出に対する収入の割合は約8%(収支差額約8,915万円)だが、その利用頻度を見ると、月1回以上利用するリピーターが利用者全体の約80%、更にその中で週1回以上利用するリピーターが約30%強となっており、リピーターの利用が大部分を占める状況が推察される。

これは集会施設の運営経費の大部分が、利用していない市民の税負担で賄われていることを示しており、早急に利用者負担を導入すべきである。

また小規模の集会施設については、町会への譲渡や売却などの可能性も視野に入れ、施設の統廃合を考えていく必要がある。

(3) 保育料の改定 (No.70)

行政診断報告書(平成25年3月)によると小金井市の保育料は多摩26市の中で一番低い実態であるにもかかわらず、公立園では乳児は一人年額270万円程の経費がかかるなど、私立園に比して約1.5倍の高コスト体質となっている。

一方、公立園の在籍児童総数は539人(平成24年度事務報告書)でしかなく、市内の未就学児全体(約6,500人程度)と比した場合、その数は10%にも満たない人数である。

市は現在見直しを行っている保育業務の見直し(No.69)に合わせて、少なくとも目標に掲げている国基準に対する徴収額の50%となるよう改定に着手し、受益者負担の適正化を図るべきである。

関連する学童保育育成料については、使用料の範疇に属し、受益者負担としての検

討事項である。他方、大綱においては民営化項目に取り上げられている。

このため当市民会議においては、保育園と同様に現状を分析の上、高コストがいかに発生しているかについて指摘する。

(4) 特定健診、後期高齢者医療健診の見直し (No.60)・独自健康診査、がん検診の見直し (No.67)

特別会計の事業である特定健診、後期高齢者健診については、それぞれの特別会計の財政運営が、保険税(料)以外の一般会計からの繰出金に依存している構造になっている。

また独自健診や各がん検診はそのほぼ全てが無料で行われており、一部の受診者のために、国や東京都の負担もあるとはいえ、受診しない市民の負担に頼る構造となっている。

いずれにしても各健(検)診については、市民間の負担の公平性の確保や、将来の医療費の増加への対応、市民の医療費への関心を高めるためにも、一部自己負担金を徴収することは理解も得られやすいと考えられ、早期に導入を図るべきである。

3 民営化の促進

小金井市の正規職員は多摩26市の類似団体と比較すると職員1人当たりの担任人口でみた場合、まだまだ多い状況である。職員定数の削減については、過去繰り返し指摘がされてきた。この間、一定の定数削減が行われたことは評価するが、依然不十分である。

小金井市に限らず、地方自治体が正規職員数を抑制しながら行政需要に応じていくには、他の多くの自治体が行っているように民にできる業務を民に委ねる民営化を促進していく以外に方策はない。

特に市が自ら行革事項として掲げている保育業務、学童保育業務の民営化については第I章で述べた観点から、早急に指定管理者制度に転換すべきであろう。

また、従来の8時30分から17時までのいわゆる官庁執務型勤務が、拡大する市民サービスの提供にそぐわなくなっている。これらの業務は単に短時間雇用を基本とした非常勤職員で賄うことなく、業務全体を専門性の高い民間委託(指定管理者制度等)に移行すべきである。

「第3次行財政改革大綱」に掲げられた個々の実施項目に対する意見は次のとおりである。

(1) 保育業務の見直し (No.69)

保育料の改定 (No.70) で述べたように、小金井市の公立保育園は高コスト体質であり、それは直営であることに加え、他市に比べ国や都の基準を大幅に上回る人員配置基準を設けて保育士(職員)を配置していることに起因していると考えられる。

一方サービス面でみた場合、公立保育園は私立保育園と比較した場合、そのコスト

差に見合ったサービスであるとは言い難い。

職員の配置を見直し、民間の創意工夫によるサービス向上が期待できる指定管理者制度に早急に転換すべきである。

(2) 学童保育業務の見直し (No.71)

学童保育所については、受益者負担である学童保育育成料の負担率が16.23%程度であり、市が定めた基準50%を大きく下回っていることから高コストの状態となっている。

学童保育所の運営に係るコストの81%が人件費であることを考えると、国や都の補助金の活用等による新たな財源確保を図りながら、過剰な職員配置基準を見直し、前記同様、民間の創意工夫によるサービス向上が期待できる制度に早急に転換すべきである。

(3) 児童館業務の見直し (No.72)

児童館については、行財政改革市民会議において民間への委託が提言（平成21年3月）されている。その際、児童福祉審議会と児童館運営審議会という複数の審議会が置かれている課題も指摘されている。

しかしながら小金井市では、委託化に向けた具体的な取組はなされておらず、また2つの審議会の在り方についても検討されていない。

早急にこれらの検討に着手するとともに、保育園、学童保育と同様に1日も早く新たな制度に転換すべきである。

(4) 人事・給与制度の改善 (No.41)

小金井市職員の一人当たり給与費は、平成24年度の決算において631万4千円となっているが、市全体の歳出総額に占める人件費の割合は18.6%で多摩26市の中で最も高い。現在は、東京都の給与表に準拠した給与体系への移行など評価できる部分もあるが、民間との比較において高いと試算される技能労務職の給与など、一層の削減が求められる。

とりわけ現給保障の解消、人事評価・業績評価の給与反映など、早期に実行すべきである。

(5) 非常勤嘱託職員の制度の見直し (No.42)

市が行っている見直しは、非常勤嘱託職員の処遇の改善のみであり、本来の行財政改革に対し貢献する部分は極めて乏しいと言わざるを得ない。

また非常勤嘱託職員のリーダー制はその効果を考えながら慎重に対応すべきであり、仮に導入に向けた制度設計を行うのならば、当該職員が担任する事務や責任・権限の明確化を図り、300人程度いる非常勤嘱託職員を20%削減するといった具体的な成果目標を導入すべきである。

(6) 財政支援団体の在り方の見直し (No.17)

小金井市補助金等の見直し（平成11年11月策定）の中では、補助事業の自立を促し、補助金交付に一定の終期を設けるとされているが、市はその団体の自立を促してもいない。そのため各団体は補助金があることを前提とした運営になっているのではないか。

まずは策定から10年以上経過している「小金井市補助金等の見直し」を速やかに見直し、補助金の一律カットなど具体的な補助の在り方について抜本的な見直しを実行すべきである。

4 最終答申に向けて

この中間答申は、当市民会議として小金井市の行財政改革を推進するために必要と考える事項について示したものであり、現時点で議論が進んでいない項目については、最終答申に向け論議を重ねていくこととしている。

今回の中間答申に当たり、当市民会議は小金井市における行財政改革の必要性について厳しい意見を述べてきた。これは、市民としての立場から小金井市の現状を分析し、真に必要な改革を加速させるため、委員全員が精力的な議論を重ねた成果である。

しかし、平成25年3月に発行された行政診断報告書における職員アンケートを見ると約70%の職員が「行財政改革の取組について、自分自身で取り組んだことがない」と回答しており、この結果から推察される行財政改革に向けた意識の醸成や組織としての取組が不十分な実態には、当市民会議も大きな驚きとともに誠に残念な結果という感想を持つに至った。

この状況を打破するためには、人事考課・業績評価の給与反映などの人事制度のみならず、市長をトップとして管理職から若手職員までが一体となって大胆に改革を断行しなければならない。

さらには職員の意識改革のもと、前例踏襲や現状維持を良しとせず、改革・改善の遂行を積極的に評価する組織風土の構築も急務である。

以上、市の更なる奮起を願い、ここに中間答申を提出するものである。

【参考資料】

資料1 行財政改革市民会議における検討経過

1 会議開催状況

回	日時	議題
第1回市民会議	平成25年4月19日	諮問 等
第1回勉強会	平成25年5月7日	勉強会の進め方について 等
第2回勉強会	平成25年5月21日	第3次行財政改革大綱の説明 等
第3回勉強会	平成25年6月11日	第3次行財政改革大綱について 等
第4回勉強会	平成25年6月25日	「第3次行財政改革大綱の分類及び評価」に基づく今後の検討項目について 等
第5回勉強会	平成25年7月2日	「第3次行財政改革大綱の分類及び評価」に基づく今後の検討項目について 等
第2回市民会議	平成25年7月12日	諮問事項の検討について 等
第6回勉強会	平成25年7月30日	緊急提言(案)について 等
第7回勉強会	平成25年9月3日	特別会計繰出金決算額の推移について 等
第3回市民会議	平成25年9月20日	平成26年度予算編成に対する緊急提言について 等
第8回勉強会	平成25年10月8日	今後の勉強会の進め方について 等
第9回勉強会	平成25年10月29日	第3次行財政改革大綱進捗状況(平成25年度重点検討項目11項目) 等
第10回勉強会	平成25年11月19日	第3次行財政改革大綱進捗状況(平成25年度重点検討項目11項目) 等
第11回勉強会	平成25年12月3日	中間答申について 等
第12回勉強会	平成25年12月17日	中間答申について 等
第13回勉強会	平成26年1月14日	中間答申について 等

2 重点検討項目

	No.	実施項目名	検討年度	
			25年度	26年度
① 財務関連事項 (8項目)	6	各種使用料等の在り方の見直し	○	○
	14	負担金補助金及び交付金の在り方の見直し		○
	17	財政支援団体の在り方の見直し	○	○
	52	低未利用地の売却・有効活用		○
	59	集会所(4会館)の有料化の検討	○	○
	62	収納率の向上		○
	70	保育料の改定	○	○
	76	公民館の有料化の検討		○
② 民営化関連事項 (7項目)	8	公共施設整備への民間活力の活用		
	19	指定管理者制度の更なる活用		○
	69	保育業務の見直し	○	○
	71	学童保育業務の見直し	○	○
	72	児童館業務の見直し	○	○
	74	図書館業務の見直し		○
	75	公民館業務の見直し		○
③ 総務関連事項 (5項目)	34	55歳以上昇給抑制		○
	41	人事・給与制度の改善	○	○
	42	非常勤嘱託職員の制度の見直し	○	○
	44	時間外勤務の抑制		
	46	人材派遣サービスの活用		
④ その他 (3項目)	60	特定検診、後期高齢者医療健診の見直し	○	○
	66	生活機能検査の見直し		
	67	独自健康診査、がん検診の見直し	○	○
		合 計 (23項目)	11項目	19項目

資料2 小金井市の行財政改革の経過と評価

1 小金井市行政診断調査報告書（平成7年2月）

委託先	(財) 日本都市センター
委員長等	荒木昭次郎（東海大学教授、他：財団研究員）
内容	<p>経常収支比率に占める人件費の比率45.9%という危機的な状況を背景に、職員定数の適正化を主要課題とした力作。市にとっては初めての行革への取組と言える。当時の財政状況をもとに、組織、定数管理を主眼に分析されている。したがって、各部組織・人員の詳細な分析が行われた。</p> <p>また IT 化の推進による業務のスリムも提言されている。同時に事務事業の見直しや民間委託の導入については、踏み込んだ分析は少なく、給食の委託、保育園・学童保育・ごみ収集の委託が提言されているにすぎない。時代背景や他の公共団体と比較すると、概ね5～10年遅れていた小金井市の行革への取組がようやく端緒についたという意味合いにおいては画期的な報告書と言える。</p> <p>なお平成6年度から経常収支比率が100%を超え、平成7・8年度においては全国の自治体中最下位となった。</p>

2 小金井市第1次行財政改革大綱（平成9年策定）

計画期間	平成9年度～14年度
内容	事務事業の見直し、民間委託の推進、職員定数の削減及び給与制度の見直し

3 小金井市第2次行財政改革大綱（平成14年策定）

計画期間	平成14年度～19年度
内容	<p>事務事業の見直し、民間委託の推進、指定管理者制度の活用、職員定数の削減及び給与制度の見直し。</p> <p>行財政改革の主要課題として、①業務運営の簡素効率化、②人件費の抑制、③執行体制の確立、④歳入の確保等の4つを柱として事務事業の改善項目を抽出し進行管理を行った。</p> <p>市は第1次～第2次（平成9～20年頃）の行財政改革により「量の改革」は一定程度進んだが「質の改革」はようやく一歩踏み出した段階であると自己評価している。（改訂版）</p>

4 小金井市第2次行財政改革大綱（改訂版）（平成18年6月策定）

計画期間	平成18年度～21年度
内容	喫緊の課題であった人件費の抑制、職員定数の適正化についての進捗状況の分析を行った。また補助金の見直しや受益者負担の適正化など、今まで取り組みが遅れてきた分野への検証がなされた。また指定管理者制度の導入なども進んだ結果総合体育館運営へ

	<p>の制度導入が図られるなど評価できる。</p> <p>同時に、経常収支比率や人件費比率などの主要な指標に数値目標が明記されるなどのPDCAサイクルが明確化された。</p> <p>一方で基本方針の中に市民参加、開かれた市政という本来行財政改革にそぐわない項目が入ってきたこともあり大綱自体がゆらいできた印象がある。</p> <p>具体的には、事務事業の見直しでは、例えば給食業務の一部非常勤嘱託化に言及しているが、これらは将来の全面業務委託に障害となる可能性があること。図書館も同様。市民参加の推進では、そもそも行財政改革になじまない項目が入っているのではないか。行革の手法に市民参加が選択されるのは、行政が自ら行うよりきめ細かなサービスが提供できる場合か、より安いコストで行える場合かである。一般論として市民参加を幅広く導入した場合、行政コストは時間も含めて増大することに留意すべきである。</p>
--	---

5 小金井市第3次行財政改革大綱（平成22年5月策定）

計画期間	平成22年度～27年度
内容	<p>平成20年度において経常収支比率が96.5%となり職員定数の削減などによりある程度は改善されたものの依然危機的な状況にあること。経済情勢の変化（福祉関連経費の増加、ごみ処理問題の解決、武蔵小金井駅南口再開発事業等）をどう乗り切っていくか等についての危機意識が出されており評価される。</p> <p>一方でその解決策として市民協働・公民連携に入り込んで行ったため行財政改革自体が複雑化したとも言えるのではないか。例えば指定管理者制度は、地方自治法上公の施設の管理運営を財団法人などの公共的団体にのみ制限されてきたものを規制緩和の観点から株式会社などに門戸を広げたものであり、公民協働とは異質なものである。官（サービスの発注者）、民（サービスの受給者）、事業者（サービスの提供者）を明確に区分し議論がなされたのか疑問がある。民が事業者になりえるのは限定された範囲において、言い換えれば権限と責任を有しない範囲においてである。</p> <p>具体的な検証項目の半数は内部管理事務であり、行財政改革にはさほど寄与しない。これらの項目は事務改善として進めるべきである。</p> <p>一方、福祉系事業等の見直しについては実施を先送りしている印象がある。また受益者負担の適正化に対するインパクトが極めて弱い。</p>

資料3 公共施設

1 受益者負担適正化指針の提言について

(1) 使用料の概念

使用料とは、行政財産の目的外使用や公の施設の利用に対しての対価として、その利益を享受する利用者から係る費用を徴収するものである。このため、適正な徴収がなされない場合、利用しない市民が税の形でその費用を負担することとなり、適切でないことに留意する必要がある。

(2) 使用料等の徴収の目的

使用料を徴収する目的は「歳入の確保」「公平性の確保」「効率性の確保」である。

① 歳入の確保	歳入を確保し、財源配分の適正化を図る。
② 公平性の確保	使用料に起因する行政サービスは、基本的に選択的サービスである。このため利用者と非利用者との間で不公平をもたらさないよう、受益者に適正な負担を求めることにより公平性を確保する。
③ 効率性の確保	キャンセルなどによる利用効率の低下を防止し、市民の効率的な利用の促進を図る。

(3) 使用料等の適正化の基準

① 原価計算の基準

使用料の見直し又は創設には正確なコストの把握が不可欠である。そこで下表の費用項目を基準とする。なお、減価償却費（建物・備品）については、原価計算の煩雑さを避ける観点から当面除外する。なおこれらについては、施設白書等において施設の改修・改築経費として別途管理する。また用地費についても同様とする。

ア	維持管理費 一般需用費、光熱水費、修繕費、保険料、建物維持管理委託料、土地建物賃借料等。 なお、指定管理者制度が導入されている施設で利用料金制を採用している場合は、納入された利用料金額を除いた費用とする。
イ	人件費

② 受益者負担率の基準

ア	法令又は法令に準じその費用の全額を公費負担とすべきもの。	図書館、児童館、児童遊園、公園
イ	選択的サービスであると同時に公益的サービスの側面も有することから、費用の50%を徴収すべきもの。	行政財産使用料、庁舎に付随する駐車場使用料、学童保育育成料、延長保育料、一時保育料、市民農園使用料、市営住宅使用料、

		高齢者住宅使用料等
ウ	民間においても同様のサービスが提供されているなど、特段の配慮を行う理由のない施設にあつては、原則として全額を利用者負担とする。	各種集会施設・体育施設使用料、庁舎に付随しない駐車場使用料、駐輪場等

(補足説明)

図書館は図書館法により、児童館は児童福祉法の趣旨によりそれぞれ無料とする。公園等は、高度な維持管理が必要又は不特定多数が利用することを制限する、などの場合に限り有料化すべきとの考えにより無料とした。その結果、市立公園使用料は無料となる。

各種集会施設使用料には公民館本館・分館、地域センター、婦人会館、福祉会館等が含まれている。これらの施設にあつては、市民への文化・教養・娯楽・健康などに対する施設提供の側面から他の公の施設と変わりがないとの観点から、原則的に有料とした。町会・自治会・その他団体の利用については減免制度によって対応すべきと判断した。

また、建築年度が古く、利用頻度も低迷している小規模施設にあつては将来的な町会への譲渡や売却などの可能性も含めた施設の統廃合を視野に入れ、当面は無料を維持することも検討すべきである。

義務教育施設（小中学校）にあつては、一般市民の利用に供する場合は行政財産の目的外使用に当たり、区分（イ）と同様に扱う。

③ 利用者区分による基準

負担の公平性を確保するため、大人・子ども、市内・市外の料金設定を設ける。営利を目的とした利用にあつては、使用料を割増す。

④ 減免・免除の基準

社会政策的な観点から、特別な配慮を要する者（団体を含む）にあつてはその負担を軽減する。

ア	法令等により減免措置が規定されているもの。
イ	公共的団体もしくは公益的団体が使用する場合。
ウ	生活保護受給者、災害要援護者。
エ	以上の減免基準は条例または規則で定める。

(補足説明)

アについては災害対策基本法などが想定される。従って高齢者・障害者など個人の属性によるものは対象としない。

イについては公共機関、公益法人（体育協会、社会福祉協議会等）を想定している。従って単に公益的活動を行っている団体やNPO法人は対象としない。

⑤ 適正な使用料の算定と運用基準

ア	全ての施設において3年ごとに改訂を実施する。
イ	原価に基づき算定した改定額と現行使用料との間に大幅なかい離がある場合には、激変緩和の観点から最大30%を上限とした改訂を実施する。
ウ	使用料単価は消費税を考慮し、円単位を四捨五入し、10円単位で設定する。
エ	利用者の利便性を考慮し、積極的な共通回数使用券（プリペイドカード）の導入を図る。

2 利用コストに大きな差があるもの

(1) 総合体育館、栗山公園健康運動センター（所管：生涯学習部生涯学習課）

表 利用コスト比較（施設白書）

	総合体育館	栗山公園運動施設
床面積	7,341 m ²	2,636 m ²
年間利用者数	28.17万人	10.20万人
一日当たり利用者数	807人	292人
施設運営コスト	119,320千円	78,510千円
使用料収入	—	—
利用者1人当たり利用コスト	625円	1,166円

指定管理者制度を導入しているため、市への直接の使用料収入は入らない。

(2) 公民館（所管：生涯学習部公民館）

表 利用コスト比較（施設白書）

	本町分館	緑分館	本館
床面積	372 m ²	1,279 m ²	672 m ²
年間利用件数	2,429件	6,452件	3,062件
施設運営コスト	29,007千円	37,120千円	73,673千円
使用料収入	0円	0円	0円
一件当たり利用コスト	12,163円	7,355円	24,191円

「基本的な考え方」によると公民館は30～50%（大部分を公費負担するもの）を徴収することと区分されているが、そもそも使用料が条例に規定されていない。

3 他市と比較し利用料に大きな相違があるもの

(1) 総合体育館（所管：生涯学習部生涯学習課）、府中市生涯学習センター（府中市）

表 他市施設との利用料金比較

	総合体育館	府中市生涯学習センター
プール	大人・1時間・200円 ※ 高齢者(60歳以上)・障害者およびその介助者(1名まで)は半額	大人・2時間・400円 大人市外・同・800円
トレーニング室	大人・1時間・200円 ※ 高齢者(60歳以上)・障害者およびその介助者(1名まで)は半額	大人・1回(3時間以内)・200円 大人市外・同・400円
駐車場	高齢者無料	一律100円

これらの結果、プールについては、大人の1時間あたりの利用料金は同じであるが、平日最も利用の多い高齢者(60歳以上)の、1時間利用を比較すると、減免制度の違いから100円:400円の差が生じている、トレーニング室については、小金井市が1時間単価を採用しているのに対し、府中市生涯学習センターでは3時間以内一律料金となっている。

4 利用率が極めて低い施設

(1) 東小金井駅開設記念会館(所管:市民部コミュニティ文化課)

表 利用率の低い施設の例 (施設白書)

	東小金井駅開設記念会館
床面積	539 m ²
年間利用件数	2,291 件
年間利用率(実利用コマ数/利用可能コマ数)	29%
施設運営コスト(A)	9,760 千円
使用料収入(B)	2,321 千円
収入比率(B/A)	23.8%
一件当たり利用コスト	5,506 円

5 利用目的の分析

(1) 婦人会館(所管:市民部コミュニティ文化課)

表 施設における利用目的の分析 (施設白書・H22 事務報告書)

	婦人会館	備考
床面積	356 m ²	
年間利用件数(A)	1,682 件	
うちサークル活動の利用件数(B)	764 件	年間利用件数に占める比率(B/A) 45.4%
施設運営コスト	7,197 千円	
年間利用率(実利用コマ数/利用可能コマ数)	36%	

設置の目的は婦人の活動支援となっているが、利用実態は一般の集会施設と変わらない。また使用料が条例に規定されていない。

資料4 人事管理

1 人事管理上の問題点・課題

① 中長期的な定数・現員管理ができていない。
<p>小金井市の場合、定数と現員の区別をせずに運用している。両者は異なった概念である。</p> <p>しっかりと組織の定数を定め、その上で、民間委託が俎上に上っている業務については定数から除外し、民間委託によって生まれる余剰人員は他職場に職務従事を行い、定数としてではなく現員として管理を行うべきである。</p> <p>併せて、関係者の同意が得られるまでは、将来余剰となるであろう職種であっても新規採用を行うという悪弊を一旦断ち切る必要がある。</p>
② 再任用職員、非常勤嘱託職員の管理を徹底すべきである。
<p>再任用職員は正規職員と同等の定数として組み入れマンパワーとして活用すべきである。</p> <p>また小金井市では非常勤嘱託職員を、正規職員の退職不補充の代替措置として活用しているが、このようなことは直ちに改めるべきである。非常勤嘱託職員の業務の位置付けを明確にし、業務の民間委託の支障にならないように、厳正な定数・現員管理を行うべきである。</p>
③ 人事考課を給与に反映すべきである。
<p>小金井市では、未だ人事考課の結果を給与へ反映していない。早期に導入を図るべきであり、少なくとも管理職については一斉に導入すべきである。</p>

2 職員数の現状

(1) 小金井市の職員数の現状

表 小金井市の職種別職員数の状況 (H25. 4. 1 現在 職員課資料より)

正規職員			非正規職員	
一般事務職	技術職	技能職	再任用	非常勤嘱託
414人	201人	67人	52人	303人
				<p>303人の主な職種内訳</p> <p>一般事務：52人 給食調理：43人 司書：23人</p> <p>学童保育指導員：30人 学校施設管理：28人 等</p>
小計 682人			小計 355人	
総職員計 1,037人				

技術職：土木技術、建築技術、電気技術、化学技術、保健師、看護師、保育士、栄養士、児童厚生員、
学童保育指導員、介護指導員、社会福祉士、精神保健福祉士

技能職：自動車運転士、給食調理、一般用務、一般作業

資料5 給与制度

1 職員の給与の状況

(1) 人件費・職員給与費の状況

表 人件費 (普通会計決算速報値 H25. 11. 15 市報こがねい)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 B/A	(参考) 23年度の 人件費比率
24年度	116,445人	36,487,210千円	1,424,679千円	6,796,768千円	18.6%	16.9%

住民基本台帳人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳法に基づく人数

表 職員給与費 (普通会計決算速報値 H25. 11. 15 市報こがねい)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	653人	2,390,347千円	806,844千円	926,175千円	4,123,366千円	6,314千円

職員数は、平成24年4月1日現在の人数。職員手当には退職手当を含まず。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

表 一般行政職 (H25. 11. 15 市報こがねい)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
小金井市	38.4歳	305,600円	416,521円	364,523円
東京都	41.9歳	329,002円	458,619円	406,474円

表 技能労務職 (H25. 11. 15 市報こがねい)

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
小金井市	45.7歳	67人	342,200円	408,252円	393,315円
うち清掃職員	46.0歳	17人	356,200円	426,000円	410,153円
うち学校給食調理員	44.1歳	26人	329,200円	391,315円	382,454円
うち一般用務員	54.3歳	12人	399,500円	475,983円	455,683円
東京都	47.4歳	1,619人	302,576円	406,213円	370,474円

※「平均給料月額」＝平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額

※「平均給与月額」＝給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもの。

※「平均給与月額(国ベース)」＝国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したもの。

表 民間との比較（小金井市の技能労務職）（H25.11.15 市報こがねい）

区分	民間			参考	参考		
	対応する民間の類似職種	民間の平均年齢	民間の平均給与月額(B)	A/B	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
小金井市	—	—	—	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	44.7歳	288,200円	1.48	6,740,800円	3,989,200円	1.69
うち学校給食員	調理士	40.3歳	285,600円	1.37	6,226,380円	3,762,300円	1.65
うち一般用務員	用務員	53.5歳	206,600円	2.30	7,550,296円	2,861,400円	2.64

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成21～23年の3ヶ年平均）を使用。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値。

資料6 保育園

1 保育園（所管：子ども家庭部保育課）

児童福祉法に基づく法内施設である。小金井市の場合13の保育園があるが、内5施設が公立保育園、8施設が民間の保育園である。管外保育所（市外の保育所）の利用は少数であり、検証からは除外する。

この他に認証保育所が7か所、保育室2室がある。いずれも単独施設となっており、小学校の空き教室等を利用したような例はない。

また、公立保育園はすべて公設公営となっている。

表 保育所全体の状況（施設白書・H24事務報告書） 単位：千円

	定員(人)	在籍数	コスト(施設白書) A	保育料 B	比率 B/A
公立	525	539	1,208,419	113,671	9.4%
私立	836	867	1,259,302	178,209	14%
保育室	32	28	44,500	—	—
認証	210	2,292 (延人数)	188,050	—	—
計	1,634	3,732	2,700,271	291,880	—

注：私立のコストについては運営費支弁額と市補助金の合計である。

表 公立保育園経費の状況（施設白書） 単位：千円

	施設運営	事業運営	計	総計に占める割合
人件費	413,844	669,924	1,083,768	89.7%
物件費	39,739	84,912	124,651	10.3%
総計	453,583	754,836	1,208,419	100%

注：私立保育所等については資料がないため比較できない

表 公立保育園における保育に係る経費の状況（保育課資料） 単位：千円

	乳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
年額	2,679	1,974	1,793	1,120	1,032

表 保育料の状況（保育課資料） 単位：円

認可保育所	月額保育料	0 ～ 46,000円
認証保育所	月額保育料	40,000 ～ 62,100円

表 園児一人当たりに係る経費の比較 (施設白書・H24 事務報告書) 単位：千円

	在籍数(人) (A)	コスト (B)	園児1人当たりコスト (B/A)
公立	539	1,208,419	2,241 (私立の約1.5倍)
私立	867	1,259,302	1,452

表 サービス等の比較 (施設白書)

	公立	私立
保育時間	8:30~17:00	8:30~17:00
開園時間	7:00~18:00	7:00~18:00
延長保育	18:00~19:00	18:00~19:00 2園のみ20時まで
一時預かり保育実施園	5園中2園 実施率 40%	8園中5園 実施率 62%

但し、施設白書によれば公立は基本11時間保育を基準に19時まで1時間の延長保育を行っているが、民間は保護者のニーズに合わせ最大13時間を行う保育園があるなどサービスに違いがある。

なぜ全ての公立保育園において、一時預かり保育を実施していないのか疑問がある。

表 公立保育園(5園)の職員配置数 (H25.10現在)

保育士	看護師	栄養士	給食調理	再任用	非常勤	計
97人	5人	5人	11人	1人	25人	144人

注：育休代替任期付職員含む。

表 東京都保育園配置基準

乳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
3:1	6:1		20:1	30:1

・小数点1位までを合計し四捨五入して算出する。

・民間保育所においてもほぼ同様の算定基準である。

表 公立保育園の職員配置例(くりのみ保育園 保育士17人・園長1人含) 単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	備考
認可定員	6	10	14	20	25	25	100	
最大受入人数	9	12	16	70 (異年齢保育実施)			107	定員弾力化
25.5.1 現在児童数	9	12	16	24	23	23	107	
正規保育士数	4	3	3	2	2	2	16	

※ 小金井市は、配置基準計算時に小数点以下を切り上げているが、都基準では四捨五入である。

・東京都が定める保育士配置基準に比し、6人多いほか非常勤の保育士も在籍しているものと考えられる。

・なお16人には園長は含まれていない。

保育所設置認可等事務取扱要綱

(関連：東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び施行規則)

(1) 職員配置基準

ア 保育士

(ア) 必要な保育士の数は、規則第16条に規定する児童の年齢別に、入所児童数を同条に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とする。

2 事業分析

(1) 事業の沿革

前述のとおり。

(2) 構造的な諸問題

保育所は基本的に第二種社会福祉事業として位置づけられ、13時間開所を基準としている。従って12時間保育を前提としている公立保育園については疑問がある。近年、親の就労環境の変化から延長保育を望む声や、病児保育を望むニーズがあることは学童クラブと同様である。

(3) 財政面からの検討課題

表記のように、コストの大半は人件費である。となると、真っ先に取り組むべきは現行の都基準よりも過大な人員配置基準の見直しである。この見直しを行わず、民営化の受託事業者と同様の人員配置基準を順守させることは、民間事業者の経営努力を放棄させるようなものである。

人員配置基準の見直しが急務なのは学童保育所についても同様である。

(4) 職員配置の課題

上記の表のとおりである。

(5) 保育料の改定

少なくとも、国基準に対する徴収割合の50%を目途にただちに改訂に向けた取り組みを行うべきである。26年度設置予定の「地方版子ども・子育て会議」の議論に委ねるべきではない。この会議体では消費税増額の見返りとして、「誰でもが、より安い費用で」保育所を利用できるという論議となることは火を見るより明らかである。

なお、認証保育所の保育料と認可保育所の保育料に大きな格差が生じている。保育環境や人員に大きなハンデを有する認証保育所に対する考え方を整理する必要がある。小金井市の保育の歴史は、つまるところ公立保育園を利用する市民と、そこで仕事をしている職員の既得権益を維持してきただけではないのか。

資料7 学童保育所

1 学童保育所（所管：子ども家庭部児童青少年課）

児童福祉法に基づく事業を行う施設である。小金井市の場合、9施設を有するが、3か所は児童館に併設されている。残りの6か所は単独施設となっている。いずれも小学校の学区域を前提に配置されている。

表 学童保育所在籍児童の状況（H24 事務報告書）

児童定員	在籍児童数	延在籍数	延出席数	出席率
760人	695人	202,928人	141,025人	69.5%

表 学童保育所職員配置の状況（児童青少年課資料）

	1所運営学童保育所	2所運営学童保育所
職員配置	正規職員 2人	正規職員 2人
	非常勤職員 1人	非常勤職員 3人
	定員超過 増員	定員超過 増員
	障害児対応 増員	障害児対応 増員

（備考）

1所運営学童保育所：単一の定員で運営されている施設

（例）ほんちょう学童保育所（定員60人）

2所運営学童保育所：複数の定員で運営されている施設。但し、同一施設内で一体として運営されている。

（例）たまむし第一学童保育所（定員60人） たまむし第二学童保育所（定員30人）

学童保育所16施設（実質9所）中5施設で定員超過となっている。一方で出席率の平均は約2/3に留まっている。

たまむし学童保育所（東小学校に隣接）を例にとれば、第1（60人）第2（30人）合計90人の定員に対し、在籍（58人）（33人）であり定員超過となっている。

一方、平均出席率からすれば一日当たりの参加児童は（40人）（23人）と大幅に下回っている。職員配置は基準を当てはめると、正規2人非常勤3人のほか・定員超過分の増員、障害児対応分の増員となる。

表 学童保育所の職員配置数（H25.8現在）

職種	学童保育指導員	再任用職員	非常勤職員	合計
人員（人）	19人	2人	29人	50人

注：なお臨時職員は上記の表には含まれていないが、おおよそ10人の臨時職員を雇用している。

注：育休代替任期付職員含む。

表 学童保育所の経費の状況 (施設白書) 単位：千円

	人件費	その他	減価償却費	合計
事業運営費	222,095	28,426		250,521
施設運営費	22,757	13,762		36,519
減価償却費			14,895	
合計	244,852	42,188	14,895	301,935
構成比	81%	14%	5%	100%

表 学童保育所児童一人当たりコスト・同負担率

1人当たり/年 (月/円)	1人当たり平均負担額/年 (月/円)	実質負担率	理論値負担額/年 50% (月/円)
平均 43 万円 (35,833 円)	6.98 万円 (5,817 円)	16.23%	21.5 万円～ (17,916 円～)

理論値負担額は平成14年度策定の「基本的考え方」に準じ、保育所と同等レベルと仮定した。最低値50%を適用。

2 事業分析

(1) 事業の沿革

小金井市の場合、学童保育をめぐっては様々な利用者団体の活動や動きの中で現在のよう形になってきた。この歴史的な経過は市民との協働という視点からは先進的な取り組みであった評価をすることもできるが、一方では極めてバランスを欠き偏った事業として発展してきたことは否めない。

(2) 構造的な諸問題

学童保育は基本的に第二種社会福祉事業として位置づけられ、3時間保育を最低基準としている。但し学校の3期休業中は日中8時間保育を前提にしている。また近年、親の就労環境の変化から延長保育を望む声や、小学校4年時以降の事業実施を求める声がある。

同時に、基本3時間保育を考えると、正規職員配置の必要性や官庁執務型雇用体系にそぐわないとの意見もある。

(3) 財政面からの検討課題

表記のように、コストの大半は人件費である。保育園に対して述べたように、真っ先に取り組むべきは現行の都基準よりも過大な人員配置基準の見直しである。

(4) 職員配置の課題

まず職員の配置の軽重とサービスの水準は、必ずしも連動するものではないことに留意する必要がある。その上で保育園の職員配置基準等を参考に、新たに配置基準を策定すべきである。

いずれにしても実態として、日常児童10人に対して職員1人に近い現行の職員配置は、保育園4歳児の職員配置基準である園児30人に対し職員1人や小学校側の40人学級に比べると異常に多いとの前提に立つべきである。

(5) その他の課題

学童保育に関しては「小金井市学童保育所運営協議会設置要領」が制定されている。

(設置)

第1条 学童保育所事業運営のサービス向上に資するため、小金井市学童保育所運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学童保育所運営上の諸問題の解決を図ること。
- (2) 学童保育所の在り方について調査、立案すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 小金井市学童保育連絡協議会が推薦する者 9人以内
- (2) 市職員 7人以内 以下略

行政としての権限と責任を果たす点からは疑問がある。そもそも、任意的な定義づけされていない団体を要綱に盛り込むこと自体、行政運営のありかたの根幹から再考すべき事柄である。

いずれにしても学童保育業務については早急に指定管理者制度に転換すべき業務である。

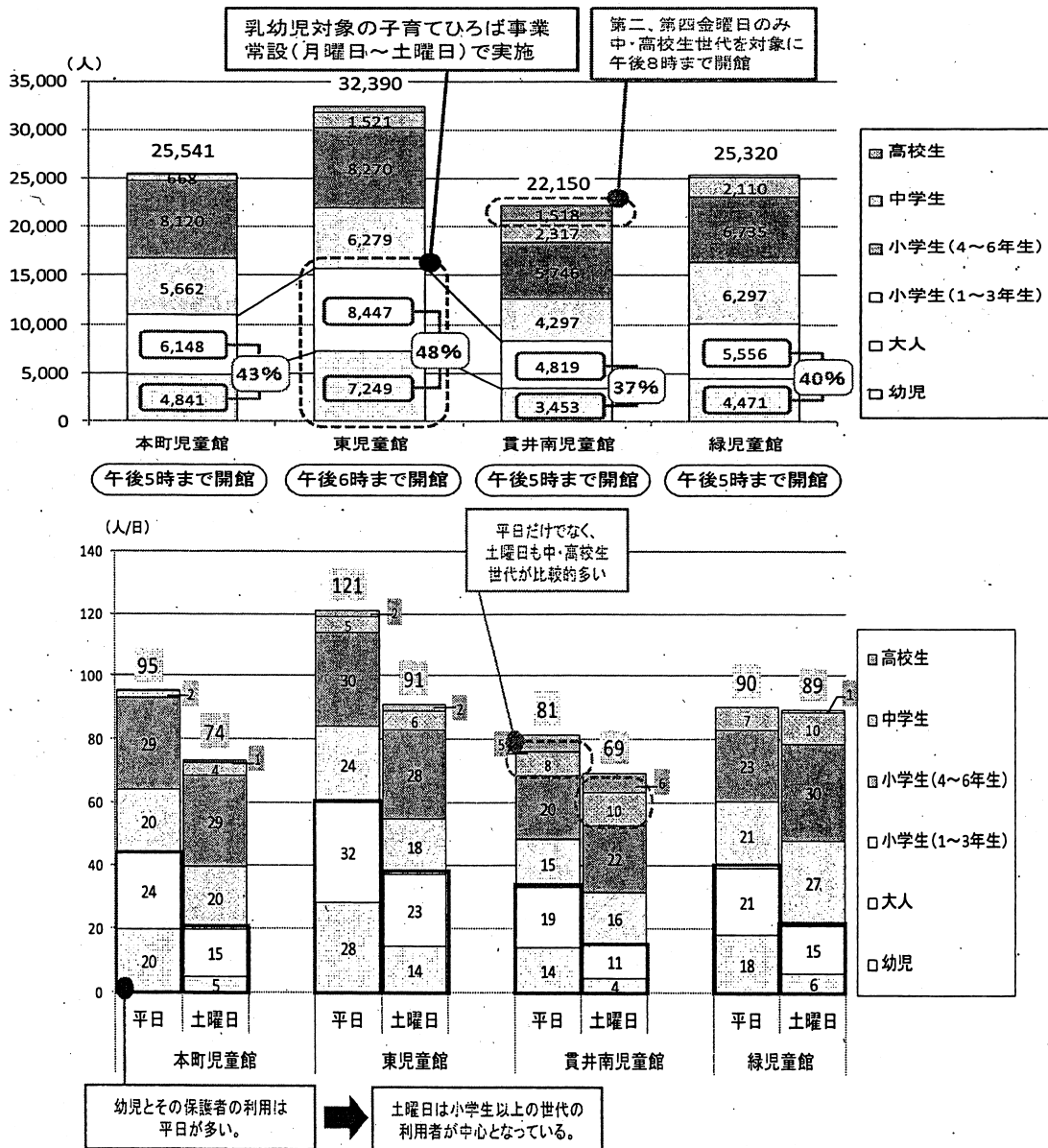
資料8 児童館

1 児童館（所管：子ども家庭部児童青少年課）

小金井市の場合、4施設を有するが、3か所は学童保育所と併設しており、1か所は公民館と併設されている。原則、日曜、祝祭日は休館。利用時間は基本9時～17時（1館のみ18時）となっている。

また東児童館は民間委託されているが、どのような法的裏づけを持って委託されているかについては明らかでない。（行財政改革大綱の進捗状況では民間委託となっているが、施設白書においては市の直営施設となっている。）

表 児童館利用状況（施設白書）



平日は幼児とその保護者の利用が約半数を占めているが、土曜日は小学生主体となっている。

表 児童館経費の状況 (施設白書) 単位：千円

	東	本町	緑	貫井南	計
施設運営	3,416	5,017	7,526	10,614	26,573
事業運営	26,941	16,814	20,958	21,134	85,847
その他(減価償却費)	1,825	1,205	1,701	535	5,266
計	32,182	23,036	30,185	32,283	117,686
利用者1人当たりコスト(円) (全施設平均 1,117円)	994	902	1,192	1,457	

2 事業分析

児童館は貫井南児童館を除けば、3館全て学童保育所と併設されている。

児童館の利用状況を見る限り、3期休業中を除き小中学生が児童館を利用するのは午後であり、午前中の利用は幼児(子育てひろば事業を含む)が主である。

利用状況の特徴を踏まえて一般的に考えると、併設であるメリットを活かして、単独設置の児童館や学童保育所に比べ少ない人数の職員を配置して然るべきだが、小金井市は残念なことに縦割りの発想で個別の配置基準で職員を配置している。

この結果、本町及び緑児童館では併設のメリットをなにも活かさないまま、過剰な人員の配置がなされている。

幼児教室等への対応は、午前中は児童対応を行わない学童保育所職員が行う(児童館職員が午後は学童保育に従事するという逆の取り組みも可)など、抜本的に職員配置の考え方を改める必要がある。

一方、東児童館では全面的に業務委託とのことだが、付設する学童保育(たむし学童保育所)は正規職員を充当し直営で運営しており、同じ施設で業務委託と直営が混在するという考えられない異常な状態が起こっている。ただちに、施設全体を指定管理者制度に移行すべきである。

表 児童館における職員配置の状況 (施設白書) 単位：人

児童館	東児童館 (委託)		本町児童館					緑児童館		貫井南児童館
年間利用者数	32,390		25,541					25,320		22,150
正規職員	3		2					3		3
非常勤職員	4		1					-		-
臨時職員	-		0.5					0.4		0.4
配置職員計	7		3.5					3.4		3.4
学童保育所	たまむし	あかね	ほんちよう	さくらなみ	さわらび	たけとんぼ	まえはら	みどり	みなみ	
在籍児童数 (H22.4.1)	72	98	55	97	77	74	78	82	62	
正規職員	2	3	2	2	2	2	2	2	2	
非常勤職員	3	4	2	3	4	3	3	3	1	
再任用職員	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
臨時職員	-	-	-	2	-	3	2	1	2	
配置職員計	5	7	4	8	6	8	7	6	5	
併設館の総配置職員数	12		7.5					9.4		

東児童館は業務委託の受託事業者が配置している職員数

資料9 特定健診、後期高齢者医療健診・独自健診、がん検診

1 特定健診、後期高齢者医療健診の見直し（所管：市民部保険年金課）

(1) 特定健診

いわゆるメタボ健診。平成20年の医療制度改革に伴い、各医療保険者に健診が義務付けられた。これにより小金井市でも国民健康保険の枠組みの中で健診を開始した。小金井市では特定健診・後期高齢者医療健診を受診する者に、希望があれば検診項目の上乗せをするフォロー健診も併せて実施している。

① 対象	当該年度の4月1日以降継続して小金井市の国民健康保険に加入している人で、当該年度に40～75歳になる者（妊娠中の方など、一部対象にならない場合もある）を対象に以下の項目の健診を実施。					
② 内容	健診（既往歴・服薬歴・喫煙歴等） ●身体計測（身長・体重・BMI） ●血圧測定、 ●血液検査 肝機能（GOT・GPT・γ-GTP）、血中脂質（中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロール）代謝（空腹時血糖・HbA1C） ●尿検査（尿糖） ※これ以外に前年の健診結果又は医師の判断により貧血検査・眼底検査・心電図検査が行われる場合がある。					
③ 実施	小金井市医師会に委託実施					
④ 受診状況	表 受診状況 (H24 事務報告書)					
	対象者数	受診者数	受診率			
	18,460人	9,527人	51.6%			
⑤ 経費	表 事業に係る経費 (H25 予算書) 単位：千円					
	総事業費		うち健診委託料			
	103,987		79,359			
	受診者1人当たり経費 約11,000円 (103,987千円/9,527人)					
⑥ 財政構造	表 国民健康保険特別会計 (H25 予算書) 単位：百万円					
	税	国庫支出金	都支出金	一般会計	その他	合計
	2,454	2,086	732	1,313	3,321	9,906
	一般会計からの資金投入が大きく、対前年度増額の大半は公債費支出（借金の返済）である。また「延滞金・加算金及び過料」の伸びが4.3%増となっている。額的には特定健診の経費は一般会計でまかなっている。					

(2) 後期高齢者医療健診

特定健診とほぼ同様の内容。75歳以上の高齢者が国民健康保険から切り離され高齢者医療制度に組み込まれるため別事項として扱われる。

75歳以上の後期高齢者医療制度加入者には、都後期高齢者医療広域連合の委託を受け後期高齢者医療健診を開始。健診項目は特定健診に同じである。

① 対象	75 歳以上			
② 実施	小金井市医師会に委託実施			
③ 受診 状況	表 受診状況 (H24 事務報告書)			
	対象者数	受診者数	受診率	
	10,935 人	6,888 人	63.0%	
④ 経費	表 事業に係る経費 (H25 予算書) 単位：千円			
	総事業費	うち健診委託料		
	57,062	56,254		
受診者 1 人当たり経費 約 8,300 円 (57,062 千円/6,888 人)				
⑤ 財政 構造	表 後期高齢者医療特別会計 (H25 予算書) 単位：百万円			
		25 年度 (A)	24 年度 (B)	増減 (A-B)
	一般会計からの繰入金	969	923	46
一般会計からの資金投入が大きく、額的には健診の経費は一般会計でまかなっているのは国保と同様である。				

(3) 事業分析

ともに特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計）の枠内の事業である。また制度設計からは、10%以内においての自己負担が想定されている。

2 独自健康診査、がん検診の見直し（所管：福祉保健部健康課）

(1) 独自健康診査

① 対象	35 歳以上、16～39 歳で心身に障害のある者			
② 実施	小金井市医師会、検診事業者に委託実施			
③ 受診状況	表 受診状況 (H24 事務報告書)			
	受診者数	17,291 人		
④ 経費	表 事業に係る経費 (H25 予算書) 単位：千円			
	総事業費	うち健診委託料		
	117,417	114,815		
受診者 1 人当たり経費 約 6,800 円 (117,417 千円/17,291 人)				
⑤ 財政構造	表 一般会計 (独自健診) (H25 予算書) 単位：千円			
	国庫支出金	都支出金	一般財源	合計
	0	92,572	24,845	117,417
都支出金（市町村総合交付金等）と一般財源からの資金投入で健診経費はまかなっている。				

(2) がん検診

胃がん検診	① 対象	35 歳以上			
	② 実施	健診事業者に委託実施			
	③ 受診状況	表 受診状況 (H24 事務報告書)			
		受診者数	1,447 人		
	④ 経費	表 事業に係る経費 (H25 予算書) 単位：千円			
総事業費		うち健診委託料			
7,133		6,169			
受診者 1 人当たり経費 約 4,900 円 (7,133 千円/1,447 人)					
⑤ 財政構造	表 一般会計 (胃がん検診) (H25 予算書) 単位：千円				
	国庫支出金	都支出金	一般財源	合計	
	0	0	7,133	7,133	
	全て一般財源からの資金投入で健診経費はまかなっている。				

子宮がん検診	① 対象	20 歳以上隔年			
	② 実施	小金井市医師会に委託実施			
	③ 受診状況	表 受診状況 (H24 事務報告書)			
		受診者数	2,875 人		
	④ 経費	表 事業に係る経費 (H25 予算書) 単位：千円			
総事業費		うち健診委託料			
29,947		27,385			
受診者 1 人当たり経費 約 10,400 円 (29,947 千円/2,875 人)					
⑤ 財政構造	表 一般会計 (子宮がん検診) (H25 予算書) 単位：千円				
	国庫支出金	都支出金	一般財源	合計	
	4,962	0	24,985	29,947	
	ほぼ一般財源からの資金投入で健診経費はまかなっている。				

乳がん検診	① 対象	25～39 歳、40 歳以上隔年			
	② 実施	小金井市医師会、検診事業者に委託実施			
	③ 受診状況	表 受診状況 (H24 事務報告書)			
		受診者数	2,301 人		
④ 経費	表 事業に係る経費 (H25 予算書) 単位：千円				
	総事業費	うち健診委託料			
	29,112	27,242			
受診者 1 人当たり経費 約 12,700 円 (29,112 千円/2,301 人)					

	⑤ 財政構造	表 一般会計 (乳がん検診) (H25 予算書) 単位: 千円			
		国庫支出金	都支出金	一般財源	合計
		8,230	0	20,882	29,112
<p>ほぼ一般財源からの資金投入で健診経費はまかなっているが、一部自己負担金 (2,000 円) を受診者が検診機関に支払う形 (市の歳入とならない。) の受益者負担制度を導入している。</p>					

肺がん検診	① 対象	40 歳以上			
	② 実施	検診事業者に委託実施			
	③ 受診状況	表 受診状況 (H24 事務報告書)			
		受診者数	204 人		
	④ 経費	表 事業に係る経費 (H25 予算書) 単位: 千円			
総事業費		うち健診委託料			
857		788			
<p>受診者 1 人当たり経費 約 4,200 円 (857 千円/204 人)</p>					
	⑤ 財政構造	表 一般会計 (肺がん検診) (H25 予算書) 単位: 千円			
		国庫支出金	都支出金	一般財源	合計
		0	0	857	857
<p>全て一般財源からの資金投入で健診経費はまかなっている。</p>					

大腸がん検診	① 対象	40 歳以上			
	② 実施	小金井市医師会に委託実施			
	③ 受診状況	表 受診状況 (H24 事務報告書)			
		受診者数	5,421 人		
	④ 経費	表 事業に係る経費 (H25 予算書) 単位: 千円			
総事業費		うち健診委託料			
23,179		23,100			
<p>受診者 1 人当たり経費 約 4,300 円 (23,179 千円/5,421 人)</p>					
	⑤ 財政構造	表 一般会計 (肺がん検診) (H25 予算書) 単位: 千円			
		国庫支出金	都支出金	一般財源	合計
		0	0	23,179	23,179
<p>全て一般財源からの資金投入で健診経費はまかなっている。</p>					